

デタラメな主張を許さない！！

年休裁判第5回口頭弁論

10月4日、年休裁判（東京）第5回口頭弁論が地裁にて開廷され、被告会社からの準備書面（4）が陳述されました。その内容は、私たち原告JR東海労組合員が主張する様々な問題に対しての反論が展開されていますが、全く説得力のないデタラメな主張を繰り返しています。

例えば、年休取得率に関して会社は「世間水準を大幅に上回る数の年休を取得している」と主張しますが、年休は私たち働く者の権利として取りたい日に取るのが年休であり、世間を上回るから年休を出さないでは理由になりません。しかも現実には年休が失効され、ましてや休日出勤が復活している現状を、会社はどのように正当化できるのでしょうか？

今後争点整理の手続きと進め方についての進行協議を開催し、次回は12月3日、第6回口頭弁論に臨みます。